

# 「環境未来都市 東松島市」環境学習推進の 協力に関する協定書

宮城県東松島市（以下甲という）と、一般社団法人 持続可能で安心安全な社会をめざす新エネルギー活用推進協議会（JASFA）（以下乙という）とは、震災復興及び環境省地域活性化を担う環境保全活動の協働取組推進事業に係る「東松島市の復興を支援する環境保全協働事業」に基づき、環境未来都市 東松島市の将来担い手を育成する環境学習の推進をするため、「環境未来都市 東松島市」環境学習推進協力に関する協定書（以下本協定という）を交わすものとする。

## （目的）

第1条 この協定は、震災復興に向けた環境未来都市 東松島市の将来担い手を育成する環境学習の推進について、甲と乙が密接な連携と協力により取り組むことを目的とする。

## （連携協定）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について、連携及び協力をを行う。

- （1）一般市民（成人）向け環境学習を推進拡充するための協働取組。
- （2）将来担い手向け環境学習を推進拡充するための協働取組。
- （3）環境保全協働取組の推進拡充に関する相互協力及び交流促進。

## （秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

## （協定書の期限等）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期限は平成28年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3月前までに甲又は乙のいずれかから申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、所期の目的を達成したときは、この限りではな

い。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 4月 7日

東松島市長

阿 部 香 保



一般社団法人 持続可能で安心安全な社会をめざす  
新エネルギー活用推進協議会 (JASFA) 会長

井 口 泰 孝

